

つるぎ町食育推進計画（第3次）

食べる幸せを大切に考え、豊かなこころと健やかなからだを育む



つるぎ町

令和3年3月

はじめに

「食」は生きる上での基本であり、健康で豊かな生活を送るためにかかすことのできないものです。

しかし近年、社会状況が変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、栄養の偏りや生活習慣病の増加、また、伝統ある食文化の喪失など、私たちの食生活をめぐって多くの問題が生じています。

このような「食」をめぐる今日の動向を受け、「食育」という概念が改めて注目され、国は国民運動として食育を推進していくため『食育基本法』を施行し、「食育推進基本計画」を策定しました。徳島県においても「徳島県食育推進計画」を策定しています。

つるぎ町の目指す食育の方向性を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年に「つるぎ町食育推進計画」を、さらに平成28年に「第2次つるぎ町食育推進計画」を策定し、計画に沿った食育推進事業を実施してまいりました。

その結果、学校や地域等で様々な取り組みが行われ、食育に対する関心が高まりました。その一方で、依然として朝食の欠食や野菜摂取不足、塩分の過剰摂取、また、食を通じたコミュニケーションの希薄化、高齢期の低栄養など課題が見られ、明らかになった課題に対応した食育の取り組みを推進するため「つるぎ町食育推進計画（第3次）」を策定しました。

この計画は、町民一人一人が食に関する意識をさらに高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、『食べる幸せを大切に考え、豊かなところと健やかなからだを育む』を基本理念とし「今後の推進方法」「具体的な展開」「計画の推進方法」についてとりまとめました。

今後は、本計画に基づき、各関係機関・団体等が横断的に連携した町民運動としての食育のさらなる展開を図ってまいります。

最後に、計画策定に当たりまして、御意見や御助言を頂きました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、食育に対するなお一層の御理解と町民のみなさまへの積極的な取り組みをお願いします。

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の見直し・公表
- 4 計画の位置づけ

第 2 章 食をめぐる現状

- 1 食生活環境の変化
- 2 食育の推進状況

第 3 章 食育の基本理念と今後の推進方針

- 1 基本理念
- 2 推進方針
- 3 食育を推進するための主要指標

第 4 章 具体的な展開

- 1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践
- 2 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進
- 3 食文化の継承や農林水産業への理解の促進
- 4 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実
- 5 町の取組

第 5 章 計画の推進方法

- 1 計画の推進体制
- 2 関係者・団体の役割

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基本となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

(食育基本法)

この計画は、つるぎ町民が生涯にわたり、健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等を中心に関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものです。

つるぎ町では平成23年度～平成27年度の「つるぎ町食育推進計画」、平成28年度～令和2年度の「第2次つるぎ町食育推進計画」の基本理念を踏まえ、一層、食育を推進するために本計画を策定します。

2 計画の期間

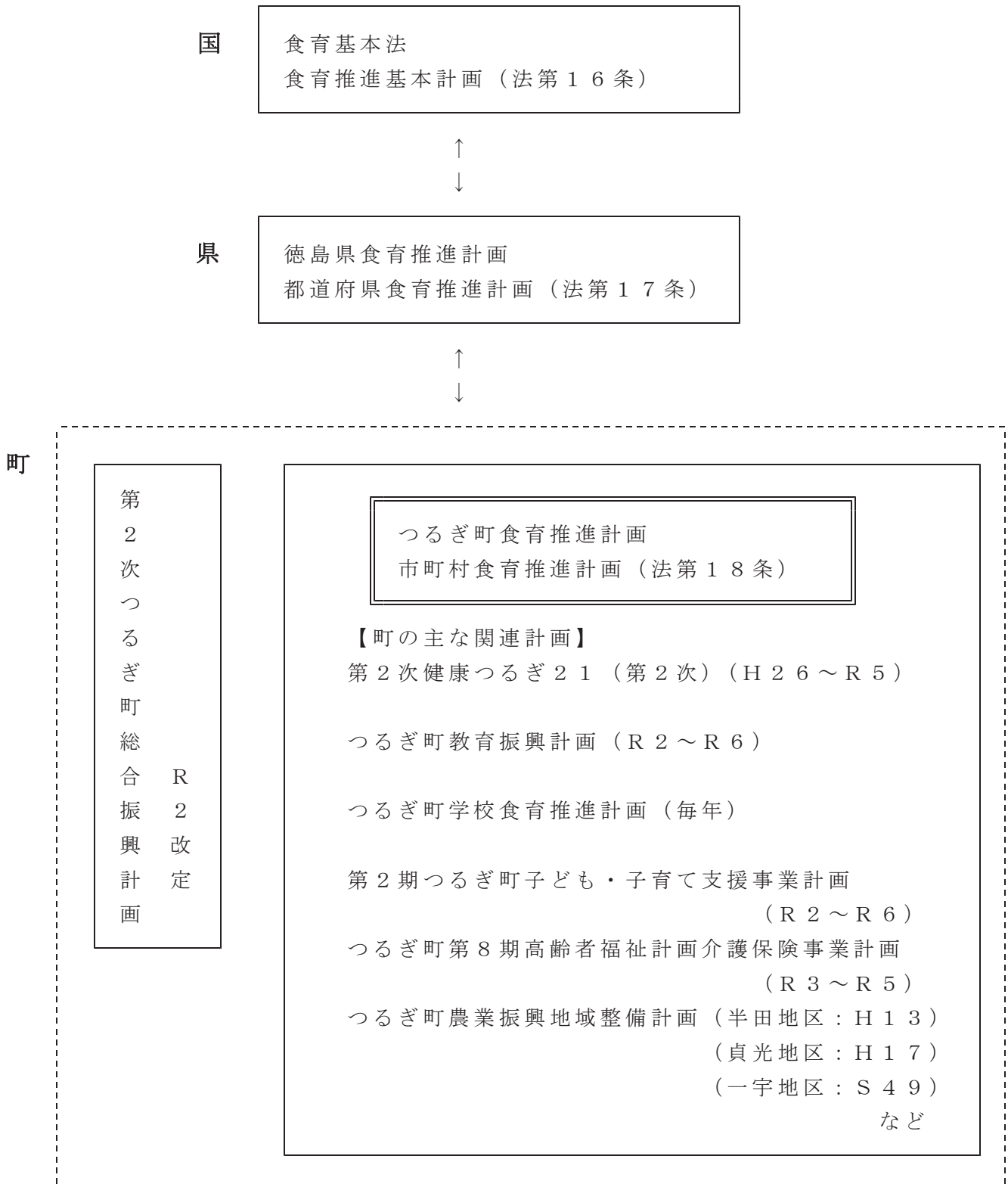
食育は、即時の効果を期待するものではなく、ある程度の期間を見据えた取組が必要であることや、国や県の食育推進基本計画や町の他の関連計画との整合性を図りながら実施することが計画を実践する上で効果的であることから、計画期間は令和3年度～令和7年度までの5年間とします。

3 計画の見直し・公表

社会経済情勢等様々な状況の変化により、計画の変更が必要となった場合は、町民からのパブリックコメント等の意見を聴いて見直しを行い、計画を見直した時は、広く町民に公表します。

4 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条1項に基づく「市町村食育推進計画」です。国や県の食育推進基本計画や町の各種計画と整合性を図るものとします。



第2章 食をめぐる現状

近年、食をめぐる社会情勢等が変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。特に若い世代の食生活に関しては、栄養の偏りや欠食など改善すべき点が少なくありません。

つるぎ町では、平成23年に「つるぎ町食育推進計画」、平成28年に「第2次つるぎ町食育推進計画」を策定し、食育の取組を総合的に推進してまいりました。

その結果、食育の取組は着実に進展してきましたが、野菜摂取量や朝食の欠食等の課題について、今後も継続的な取組が必要です。

また、国の第3次食育推進基本計画では、重点課題として「若い世代を中心とした食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に加え、新たに、貧困状況にある子供や高齢者等に対する「多様な暮らしに対する食育の推進」、食品ロスの削減等に関する「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「和食」をはじめとする「食文化の継承に向けた食育の推進」が盛り込まれており、取組の視点として、子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組の推進及び国、地方公共団体、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、ボランティアなどの主体的かつ多様な連携・協働による取組の推進の2つをあげています。

1 食生活環境の変化

〈つるぎ町の人口、世帯の状況〉

全国的に少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、つるぎ町の総人口は一貫して減少傾向で推移しており、令和2年は1万人を下回り、8,391人となっています。年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少が続いており、65歳以上においても平成12年をピークに減少しています。

世帯数の状況を見ると、減少しながら推移しており、令和2年では4,118世帯となっています。高齢化率は46%と住民の約4割が高齢者となっています。

(令和3年2月28日調べ)

〈食の外部化の推移、野菜の摂取量、食塩摂取量〉

外食、中食(惣菜や調理食品を購入して家庭で食べる)の増加や野菜の摂取量が目標量の350gに対しては少なく、全国平均に比べても少ない状況です。

また、令和元年度の特定健診を受けた人のなかでI度高血圧(140/90mmHg)以上の人の割合は26%で、うす味に慣れ、実践するなどの減塩対策が重要です。

〈主食、主菜、副菜を基本にバランスのよい食事を実践している人の割合〉

令和元年度に実施した食の実態調査では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている大人の割合は72%となっています。

いろいろな食品から偏りなく栄養をとることで、健康な体が保持されます。主食・主菜・副菜をバランスよく摂取する習慣を身につけることが大切です。

2 食育の推進状況

◆つるぎ町食育推進計画における指標の達成状況

	項目	基準値 (H27)	現状 (R元)	備考
健全な食生活の実践	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている大人の割合	42.8% (全国)	72.0%	保セ
	朝食を毎日食べる子どもの割合	小5 96.3% 中2 87.5%	小5 78.5% 中2 83.6%	給セ
	朝食を毎日食べる大人の割合	大人 調査なし	大人 83.0%	保セ
	特定健診における糖尿病有病者の割合 HbA1c(NGSP)6.5%以上の人	10.2%	10.3%	保セ
	特定健診における高血圧症有病者の割合 I度高血圧(140/90mmHg)以上	28.0%	25.6%	保セ
地産地消	地元の旬の食材を取り入れた学校給食	40.3%	42.0%	給セ
	小学生による農業体験実施校の割合 (貞光小、半田小、太田小)	100%	100%	教委
食育活動の促進と文化	地区組織における食育推進活動の回数 (食生活改善推進協議会)	315回	151回	保セ
	食育ネットワークの組織数 (食育推進委員会、食育実行委員会、学校食育推進委員会)	1組織	3組織	教委 保セ
	食育推進ボランティア数 (食生活改善推員) (老人クラブ) (生活改善グループ)	72名 1,107名 130名	57名 851名 144名	保セ 長寿 産経

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

食をめぐる問題とこれまでの取組や課題等を踏まえ、食育の基本理念に基づき、3つの推進方針を定め、課題解決のための施策を展開します。

1 基本理念

町民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、次のとおり基本理念を定めます。

(基本理念)

食べる幸せを大切に考え、豊かな心と健やかなからだを育む

2 推進方針

家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、職場等を中心に、町民が生涯を通じて健全な食生活が実現できるよう、今後5年間、次に掲げる3つの方針に基づき、町民運動として食育の推進に取り組めます。

①健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践

一人一人が自分に合った食事量や栄養バランスを理解し、若い世代の健全な食生活の実践や子どもの頃から望ましい食習慣を身につけるなど、ライフステージに応じて健康増進につながる食生活の実践力を培う取組を推進します。

②食文化の継承や地産地消の推進

つるぎ町の特色を活かした農業、食に関する体験を通じて、自然や農業に対する理解の促進及び食に対する感謝の気持ちを育むとともに、地元の食材を使って、地域に伝わる食文化の継承を図ります。

③食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

食を通じて人と人との交流を深め、食に関する様々な経験を通じて、町民の食を大切に意識を高め、町民運動として次世代へつなげる食育を推進していくため、関係機関が連携を強化し、サポート体制の充実を図ります。

3 食育を推進するための主要指標

食育を町民運動として推進するにあたり、その成果や達成状況を客観的に把握・評価するため、主要な項目について目標値を設定し、その達成を目指して取り組みます。

	項 目	基準値 (R元)	目標値 (R7)	備考
健全な食生活の実践	毎日朝食を食べる子どもの割合	小5 78.5% 中2 83.6%	小5 100% 中2 100%	*1
	毎日朝食を食べる大人の割合	83%	100%	*2
	毎日野菜350g以上摂取している大人の割合	24%	50%	*2
	減塩をしている大人の割合	69%	90%	*2
	小中学校での栄養教諭による食育の実施校の割合	100%	100%	
	子どもの食育セミナー、健康教室の開催回数	48回	50回	
	生活習慣病の予防や改善のための適切な運動を継続的に実施している大人の割合	60%	80%	*2
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている大人の割合	72%	90%	*2
	特定健診における糖尿病有病者の割合 HbA1c(NGSP)6.5%以上	10.3%	減少	*3
	特定健診における高血圧症有病者の割合 I度高血圧(140/90mmHg)以上	25.6%	減少	*3
地農産業地体消験	学校給食に地場産物を活用する割合	42%	45%	*4
	小学生による農業体験実施校の割合	100%	100%	
	地域の郷土料理や行事食について知っている人の割合	小5 55% 中2 53%	小5 70% 中2 70%	*1
食ネ育ッ活ト動ワ促1進クと化	地区組織における食育推進活動回数 (食生活改善推進協議会)	151回	160回	
	食育ネットワークの組織数 (食育推進委員会、食育実行委員会、学校食育推進委員会)	3組織	4組織	
	食育推進ボランティア数(食生活改善推進員) (老人クラブ) (生活改善グループ)	57名 851名 144名	60名 860名 100名	

*1 町食に関する実態調査(給セ) *2 町食の実態調査(保セ) *3 町国保特定健康診査結果(保セ)

*4 県地場産物活用状況調査(給セ)

第4章 具体的な展開

1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践

(1) ライフステージに応じた健全な食生活の実践

乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大切な時期です。

母乳やミルクの哺乳から離乳食へ移行する時期でもあり、食物アレルギーの有無を確認しながら、様々な食材を摂取していきます。月齢に応じた離乳食の進め方を伝え、保護者が育児をする中で、無理なく離乳食をすすめられるよう支援します。

また、乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。家族そろった楽しい食事の中から食事のマナーを身につけるなど、豊かな人間性を育むための取組も重要です。



小学校期（6～11歳）

小学校期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期です。また、心身の成長が著しい時期であるので、自分の成長について知ることが大切です。

また、食を通じた家族や仲間との関わりや、地域や暮らしのつながりの中で、食の楽しさを実感し、食を楽しむ心を育てることも重要です。



中学校期（12～14歳）

中学校期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。

楽しい食事を通して望ましい人間関係を育てるとともに、食文化や食に関わる歴史と自分の食生活との関連について考えることも大切になってきます。

この時期には、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満ややせなどの健康課題も見られるので、自分の食生活を見つめ直し、よりよい食習慣を形成しようと努力する力を身に付けることが大切です。



青年期（15～24歳）

青年期は食習慣の自立期で、自分で選ぶ食事や外食などの機会が増えてきます。特に一人暮らしの場合は、栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが心配されます。

この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる姿や自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

また、地元の農産物を積極的に活用するとともに、食文化や環境に積極的に関わることが楽しいと感じることができる取組も重要です。

壮年期前期（25～39歳）

壮年期前期は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。

健全な食生活を身に付け、自らの食生活を点検する習慣をもち健康管理ができることが大切です。家庭においては、子どもたちに食事の基礎知識を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

壮年期後期（40～64歳）

壮年期後期は、生活習慣病を発症することが多くなります。これまでの生活習慣病を見直し、改善に取り組むことが重要です。職場や地域と連携し、生活習慣病の予防や適切な食に関する知識を持ち、実践することも大切です。

高齢期（65歳以上）

加齢に伴って、精神や身体の機能の個人差は次第に拡大します。個人の体調にあった食生活が実践でき、低栄養を予防しつつ、食事を楽しむことが大切です。

また、郷土料理の伝承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。単身の高齢者等の食生活を充実させるためには、地域社会での適切な支援が必要です。



(2) 生活場面における食育の推進

恵まれた自然に育まれたつるぎ町が誇る多彩な食材を利用しながら、野菜摂取をはじめ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進するとともに食事バランスや体調にあった食生活の実践を推進します。

①家庭における食育の推進

家庭は、健全な食生活を確立するための重要な役割を担っています。生活の多様化が進むなか、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

(望ましい食習慣や知識の習得)

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学んだり、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められたりするように、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけるよう推進します。

(子どもの生活習慣病予防の推進)

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣（栄養・運動・休養）を身に付ける必要があることから、栄養と運動の両面からの生活習慣病予防対策を推進します。



②就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に望ましい食習慣や豊かな味覚を身に付けることは非常に重要です。

就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、保育所、幼稚園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図ります。

その際、保育所においては「保育所保育指針」に幼稚園においては「幼稚園教育要領」等に基づき、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等全教職員の協力の下、各施設の子どもの生活に沿った食育の計画を作成し、創意工夫のある取組を実施します。

取組を進めるに当たっては、楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、人と関わる力の養成、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育むよう努めます。

また、献立表の配布・給食だよりの発行、給食の実物の展示などを通じた保護者への情報提供や地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供に努めるなど、地域の関係機関等と連携しながら積極的に食育の推進を図ります。

③学校における食育の推進

学校は、子どもが、食、運動、生活リズム等の生活習慣を身につけ、さまざまな学習や体験活動を通して食に関する知識と食を選択する力を習得するために重要な役割を担っています。このため、学校において魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。

(指導の充実)

給食の時間、家庭科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

そのために、各学校において設定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下に全教職員が連携・協力しながら、栄養教諭や食育リーダーが中心となって組織的な取組を進めます。食に関する個別的な相談指導を行うことや学校・家庭・地域が連携して取り組むことも重要です。

地域の生産者団体等と連携し、農業体験等、子どもの様々な体験活動も推進します。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

また、地産地消を進めていくため、生産者等と連携し学校給食における地場産物の活用の推進を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝える取組を促進します。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や健康状態の改善を図るため、学校の関係者は家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。



④地域における食生活の改善

地域においては、あらゆる世代が「食」に関して信頼できる情報に基づいた適正な判断を行う能力を身に付け、健全な食生活が実現できるよう、学校、幼稚園、保育所、ボランティア、生産者等の連携のもと、それぞれの団体から健康に配慮したメニューの提供、栄養・食生活等に関する適切な情報提供など、多面的な活動が推進されるよう取り組みます。

特に町民の野菜摂取量向上のため、食育月間や健康増進月間には広く野菜摂取を呼びかけていくとともに、野菜の魅力や料理レシピの情報発信による啓発を推進します。

また、20歳代、30歳代を中心とする若い世代の心身の健全な食生活の実践のため、学生や働きざかりの者に対する食育活動を推進するとともに、これから親になり食育を次世代に伝えつなげていく若い世代に対し、食に関する知識を深め、意識を高める取組を推進します。

さらに、高齢者がいきいきと活動できる活力を維持するための食育、男性の意識や実践力を高める食育等の活動を支援するとともに、多様な生活環境にある子どもから高齢者まで、一人一人が健全な食生活を実践しやすい環境を整えていきます。

2 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進

(1) 食の安全・安心確保のための相互理解の促進

消費者、生産者、行政等関係者が信頼関係を構築し、相互理解を深めるよう努めます。

(2) 自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成

食品の安全性への不安や健康志向が高まる中、町民自らが情報を集め、知識を習得し、主体的に課題解決に取り組む力が求められています。

このため、食の安全・安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づき冷静に判断できるよう、子どもからの食育や消費者教育を推進します。



(3) 正確な食情報の提供

食品表示や栄養成分表示の見方など、町広報誌等を通じて情報提供を行います。

(4) 災害時の食のあり方に関する情報提供

地震や台風等の大規模災害等、いかなる場合においても可能な限り健全な食生活が実践できるよう、個々人の状況に応じ、限られた食品や資源をもとに栄養に配慮した食事を作るなど、非常時にも対応できる力を身につけるための情報の提供に努めます。

3 食文化の継承や農林水産業への理解の促進

(1) 地域の食文化の保護・継承

世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」により栽培された雑穀や豊かな自然に育まれた多様な食材や先人の知恵と工夫で生みだされた郷土料理、行事食など地域の食文化への関心と理解を深め、日々の食生活に取り入れ、自然の恵みや四季の変化を感じながら食を楽しむ人を増やすための取組を推進します。

(2) 生産者との交流や体験活動による農業への理解促進

農業体験活動等への参加を促進し、農業への正しい理解を深める取組を推進します。

(3) 地産地消の推進

学校給食等での地元の農産物の利用拡大を推進するとともに、道の駅貞光ゆうゆう館等において地元の食材を使った料理を食べることができる機会を増やす取組を推進します。

4 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

(1) 食育推進運動に関わる人材の育成

食育の活動を浸透させていくため、行政や関係団体はもとより、地域や生活に密着したボランティア等の役割が重要であり、これらのボランティア団体が特に若い世代と高齢世代への食育の啓発を促進するよう支援します。

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」「とくしま学校給食の日」毎月24日の「にし阿波・野菜食べようデー」を中心に関係機関が連携して啓発行事や取組を実施し、食育の更なる定着と促進を図ります。



(2) 行政、食に関係する様々な関係者や団体間の連携の促進

広く町民活動として食育を推進するためには町、学校、幼稚園、保育所、ボランティア、生産者、医療・保健関係者等が相互に連携し取り組むことが必要です。

そのために関係者のネットワークを構築し、情報や意見交換が促進されるよう連携を強化して、食育に関する啓発普及に取り組みます。

また、「食」に関して信頼できる情報、体験活動やボランティア活動等について、多様な手段を通じて積極的に情報提供するよう努めます。

5 町の取り組み

推進方針	基本施策	具体的な取組
健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた健全な食生活の実践 ○生活場面における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や生活様式に応じた実践項目の啓発 ・家庭での食育推進 ・学校、幼稚園、保育所等における食育の推進 ・地域、職場での食生活の改善 ・野菜摂取量向上対策
食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成 ○多様な手段による正確な食情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示、栄養成分表示の適正化の推進 ・学校、幼稚園、保育所等における食育の推進
食文化の継承や農業への理解の促進・地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の食文化の保護・継承 ○生産者と消費者との交流や体験活動による農業への理解促進 ○地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する体験、交流活動の機会の提供 ・食文化の継承と普及のための活動支援 ・学校給食における地場産物活用の推進
食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○食育推進運動に関わる人材の育成 ○行政、食に関係する様々な関係者や団体間の連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・特性やニーズに対応した食育推進活動の展開 ・ボランティア、関係機関、食の専門家や生産者等との連携と協働体制づくり ・食育に関する理解を深めるための情報の提供

第5章 計画の推進方法

1 計画の推進体制

本町の食育を総括的かつ計画的に推進するために、町の関係部局を横断した体制整備を行い、連携・協力しながら取り組みます。

つるぎ町の食育推進体制

保健センター

- 町食育推進計画の策定・実施
- 食育推進体制の充実
- 総合的な食育の推進
- 地域における食育推進

産業経済課

- 地産地消の推進

教育委員会学校教育課、学校給食センター

- 学校における食育の推進
- 学校給食における地場産物の活用の推進

福祉課

- 保育所における食育の推進
- 地域子育て支援における食育の推進

長寿介護課、包括支援センター

- 高齢者における食育の推進

つるぎ町食育推進委員会

つるぎ町食育実行委員会

(食育推進の取組を促進するための関係団体の連絡会)

食育関連施策の実施

つるぎ町食育推進計画の策定

関係者、団体

- ・子どもの保護者
- ・教育、保育関係者等
- ・医療、保健関係者等
- ・生産者、食品関連事業者等
- ・各種団体
- ・ボランティア等



町民運動としての食育推進

2 関係者・団体の役割

町民

町民一人一人が食に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自らの判断により合理的な食行動に努め、豊かな心を育むことが重要です。

子どもの保護者

家庭は食生活の基本の場であり、望ましい食生活の実践や食に関する知識・マナーの習得等を身につけることは、子どもの健全な育成に不可欠です。

教育・保育関係者等

学校・保育所等は子どもの頃の食育の重要性を踏まえ、食育推進体制の整備や関係職員の資質の向上に努めるとともに、行政関係者や保護者との連携を図り、自主的かつ積極的に子どもたちに対する食育の推進の主体となります。

医療・保健関係者等

医療・保健関係者等は健康な生活を維持向上し、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。

また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適切な食の知識、情報及び安全・安心な食事を提供し、健康づくりの専門機関として、地域と連携した食育の推進を担います。

生産者・食品関連事業者等

生産者は食を支える農業の役割の重要性と農業や「食」に関する町民の理解を増進するため、農業体験や食育に関する普及、啓発に取り組みます。

食品関連事業者は食に関する情報を多様な手段で、消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、施策や活動に協力します。

各種団体・ボランティア等

関係機関・団体等は、各組織の目的や役割に応じて、組織内や地域・教育機関における食育に自主的に取り組むとともに、食育推進に関する施策や活動に協力することで、地域での食育推進の中核的役割を担います。

つるぎ町

町はこの計画の実現に向けて、必要な施策を展開するとともに、町民をはじめとして、各関係機関・団体等における自主的な取組が促進されるよう、これからの関係者との連携を図り、その地域の特性を生かした、住民一人一人へ届く広がりのある施策を展開することが必要です。

〈発行〉 令和 3 年 3 月

つるぎ町食育推進委員会

(事務局：つるぎ町保健センター内)

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 6 8 番地 1

tell 0 8 8 3 - 6 2 - 3 3 1 3

fax 0 8 8 3 - 6 2 - 3 3 1 2